

令和8年度山形地域資源活用・地域連携サポートセンター運営事業業務
基本仕様書

1 業務名称

令和8年度山形地域資源活用・地域連携サポートセンター運営事業業務

2 目的

地域資源の活用や、多様な事業者との連携による価値創出を推進するための支援拠点「山形地域資源活用・地域連携サポートセンター」を設置し、関係機関との連携のもと、コーディネート活動や地域プランナー派遣等を通して、地域資源の活用や多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等の経営改善や経営全体の付加価値向上の取り組みを支援する。

3 定義

- (1) 本事業において「地域資源活用・地域連携事業体」とは、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者等をいう。
- (2) 本事業において「地域委員会」とは、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記2-2（以下「国実施要領」という。）第2の2に規定する都道府県サポートセンターが組織する学識経験者等を委員とする地域支援検証委員会をいう。
- (3) 本事業において「経営改善戦略」とは、付加価値額（経常利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。）を増加させるための経営全体の改善方策、組織運営の改善方策等をいう。
- (4) 本事業において「支援対象者」とは、地域資源活用・地域連携事業体のうち地域委員会が経営改善戦略の作成及び実行を支援することについて決定した者をいう。
- (5) 本事業において「重点支援対象者」とは、地域委員会がより重点的に支援する必要があると認める支援対象者をいう。
- (6) 本事業において「支援対象者等」とは、支援対象者及び重点支援対象者をいう。
- (7) 本事業において「中央委員会」とは、国実施要領第2の1（1）に規定する中央サポートセンターが組織する学識経験者等を委員とする中央支援検証委員会をいう。
- (8) 本事業において「中央プランナー」とは、中央委員会において、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関する専門的な知識経験を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- (9) 本事業において「エグゼクティブプランナー」とは、中央委員会において、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関する専門的な知識経験が特に豊富で高度な指導能力を有する者として選定する民間の専門家をいう。
- (10) 本事業において「中央プランナー等」とは、中央プランナー及びエグゼクティブプランナーをいう。
- (11) 本事業において「地域プランナー」とは、地域委員会において、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に関する専門的な知識経験を

有する者として選定する民間の専門家をいう。

(12) 本事業において「地域プランナー等」とは、地域プランナー、中央プランナー及びエグゼクティブプランナーをいう。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 委託業務の内容

(1) 山形地域資源活用・地域連携サポートセンターの設置及び運営

ア 山形県内に地域資源の活用や多様な事業者との連携による価値創出を推進するための支援拠点を設置し、事業全体の責任者である統括企画推進員、支援のコーディネーターを行う企画推進員及び経理責任者を定め、経営全体の付加価値額を増加するための経営改善戦略の作成及び実行を支援する。

イ 受託者は、支援対象者等がデジタル技術も活用しつつ行う経営改善戦略の作成・実行に対する支援に十分対処できるよう、中央サポートセンターや他の支援機関等と適切な連携を図るものとする。

(2) 地域委員会の開催及び地域プランナーの選定

学識経験者等を委員とする地域委員会を設置・開催し、次の事項に取り組む。

ア 地域プランナーによる活動支援に係る方針（地域プランナーの業務内容、旅費、謝金等に関する規約）の検討・作成

イ アで作成した活動方針を踏まえた地域プランナーの選定

地域プランナーの選定基準は、次のとおりとする。

(ア) バリューチェーン全般の基礎知識を有する者

(イ) 財務状況による経営分析・診断の経験を有する者

(ウ) 食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化等の特定の専門的な知識、経験を有する者

(エ) 各分野の課題解決を効率的に行うためにデジタル技術の活用に関する専門的な知識、経験を有する者

ウ 支援対象者等の決定及び評価

(ア) 地域委員会は、支援対象者等を選定するに当たり、候補者を公募し、市町村や商工会等の関係する機関へ周知する等、より多くの支援対象者等を選定する観点から、地域内の多様な事業者等に支援対象者等の選定方法等の情報を提供すること。

(イ) 支援対象者等の選定に当たって以下に該当する者について優先的に選定する。

・当該年度に地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業による取組を実施する者

・当該年度に地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）による取組を実施する者

・取組を実施する地域が所在する都道府県又は市町村が策定する「地産地消促進計画」に基づき、年間販売額を1億円以上とする目標を設定する直売所を

運営する者

- (ウ) 支援対象者等の支援期間は、同一の事業者及び取組に対して1年を単位として原則2回まで支援を受けられるものとする。
 - (エ) 支援対象者等は、経営改善の程度を示す目標として、支援実施年度から目標年度までの地域資源活用・地域連携事業体の経営全体の付加価値額の伸び率を定量的な目標として自ら設定する。目標年度は、支援実施年度の3年後から5年後までの年度において、自ら設定する。
 - (オ) 支援対象者等は、目標年度までの経営改善の程度を示す目標を掲げるとともに、支援実施年度の翌年度から自ら定めた目標年度までの間、毎年、経営状況調査に協力することについて、あらかじめ同意が得られる者とする。
 - (カ) 地域委員会は、支援対象者等に対する地域プランナー等の派遣による経営改善に向けた支援の効果を検証するとともに、支援対象者等の経営改善状況等を踏まえ、PDCA サイクルを活用した経営改善戦略の実行及び管理が図られているか点検・評価を行い、必要に応じて経営改善戦略の見直しについて提言を行う。
- (3) 支援対象者に対するサポート活動等
- ア 相談窓口の設置
 - (ア) 地域資源活用・地域連携事業体等の各種相談に対応するための相談窓口を開設する。相談窓口では、必要に応じて、相談者に対して事業計画の作成に係る助言、デジタル技術の活用も含む国又は地方公共団体の支援制度や取組事例の紹介、六次産業化・地産地消法第5条第1項に規定する総合化事業計画の策定に係る助言等の対応を行う。
 - (イ) 他の事業者等のモデル事例となり得る新規性のある、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に係る取組の発掘や、地域委員会における支援対象者等の決定に向けて相談者の事業実態や要望、課題等を直接把握するとともに、支援対象者等に対して適切な支援を行うことができる地域プランナー等とのコーディネートを行う。
 - (ウ) 相談窓口での活動内容を記録（以下「支援記録」という。）すること。なお、様式は任意とする。
 - イ 地域プランナーの派遣
 - (ア) 支援対象者等に地域プランナーを派遣する。
 - (イ) 対応が困難な支援対象者については、中央サポートセンターに中央プランナーの派遣を依頼し、連携して支援対象者への支援を行う。
 - ウ 重点支援対象者への支援
 - (ア) 重点支援対象者に対する支援を行うため、必要に応じて、中央サポートセンターにエグゼクティブプランナーの派遣を要請する。
 - エ 支援シートの作成
 - (ア) 受託者は、支援対象者等に係る支援シート国実施要領別紙様式第6号を作成すること。支援シートは、原則として国実施要領様式第6号を使用するものとするが、当該様式と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えない。

- (イ) 支援シートの作成に当たっては、支援対象者等から財務諸表等支援に必要な資料の提供を受けるとともに、支援対象者等が六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であった場合は、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受けるものとする。
- (ウ) 事業実施主体が中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、支援記録又は支援シートに記載された営業秘密の提供について、あらかじめ支援対象者等の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。
- (エ) 地域委員会は、支援シートに基づき当該地域プランナーの活動の実績を整理し、その評価を国実施要領様式第8号により行い、次年度以降の地域プランナーの選定に活用すること。

オ 支援後の経営改善状況の報告

- (ア) 地域プランナー等の派遣を受けた支援対象者等の経営改善状況について調査を行い、支援年度の翌年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年、各決算期の終了後3か月以内に付加価値額、経営改善戦略の実行状況等を国実施要領様式第15号に取りまとめた上で、翌年度の9月末日まで受託者に提出するものとする。
- (イ) ただし、複数回支援を受けた支援対象者等の報告は、報告時点で有効な支援計画に対する報告とし、それ以前の報告を省略することができる。

カ 地域プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

- (ア) 地域プランナー等の登録状況及び派遣実績に関する報告書を国実施要領様式様式第8号及び別紙第10号により作成し、事業実施年度の10月4日まで委託者に提出するものとする。

なお、委託業務における目標は次に示すとおりとする。

- ・相談窓口の設置 1か所以上
- ・地域委員会の開催 5回程度
- ・支援対象者等の数 4事業者以上
- ・地域プランナー等の派遣回数 20回以上
- ・経営改善状況調査の対象者数 28事業者

6 成果品

事業の実施状況及び成果等について、実績報告書を作成、契約終了後速やかに紙媒体で1部を委託者に提出するものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業にかかる事務手続き等は、本仕様書のほか「農山漁村振興交付金交付等要綱」（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）、「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領」（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。
- (2) 人件費を計上する場合は、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化につい

て」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき算定するものとする。

- (3) 受託者は、複数のチェックによる経理体制を構築するものとする。
- (4) 特定の農林漁業者等や企業、団体のみ利益追求のために実施するものではないため、受託者は、本事業の実施に当たり、事業実施期間中において支援を行った支援対象者等から地域プランナーの派遣に要する費用を受領してはならないものとする。
- (5) 受託者及び地域プランナーは、本業務に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。地域プランナーには、秘密保持に関する誓約書を提出させるものとする。
- (6) 受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分けするとともに、この委託業務に係る収支の内容を証する書類、帳簿を備え付け、委託業務の完了する日の属する年度の末日から5年間保管するものとする。
- (8) この仕様書に記載のない事態が発生した場合は、委託者、受託者協議のうえ決定し、適切な処置をするものとする。